

特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針 新旧対照表

新	旧
<p>2 土壌の特定有害物質による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 深度方向調査の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アの試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(i) 対象となる試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の場合には、当該地点において、次の土壌の採取を行うこと。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>a</u>・<u>b</u> (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	<p>2 土壌の特定有害物質による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 深度方向調査の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アの試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(i) 対象となる試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の場合には、当該地点において、次の土壌の採取を行うこと。</p> <p><u>a 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌)</u></p> <p><u>b 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌(当該汚染のおそれが地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ50センチメートルの土壌)</u></p> <p><u>c</u>・<u>d</u> (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>